

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 決算締切日

Q : 売上の締切日を決算日より前の日としてもよいでしょうか。

A : 一定の条件を満たす場合には、認められます。

【解説】

法人税は、会社の事業年度を単位として課税されます。事業年度は、会社の定款で定める営業年度と一致しなければなりません。

したがって、会社の決算日が7月31日であれば、8月1日から翌年7月31日までのすべての収入と支出を計算し、それに基づいて決算と確定申告を行うのが原則です。

しかし、実務上は、月末までに売上代金を回収するために、20日とか25日に締め切って請求書を発行することがよくあります。

税務上は、次のことを条件に、決算日より前の日に締め切って、各事業年度の収入及び支出とすることを認めています。

(1) 商習慣その他の理由があること

- ①顧客数、取引件数が多く期末を締切日とすることに決算日程上無理があるケース
- ②大口取引先のコンピュータ管理に合わせるケース等

(2) 期末日のおおむね10日前の特定の日(例えば20日)であること

(3) 継続適用すること

なお、売上の締切日を7月20日として、仕入の締切日を7月31日とするようなことは認められません。売上と売上原価を対応させるため、その締切日で仕入を締め切ると同時に在庫品を確定させる必要があります。

